

調布市 住宅の耐震化の促進事業

木造住宅耐震化促進事業助成制度等のご案内



調布市都市整備部住宅課

〒182-8511 調布市小島町2-35-1

TEL 042(481)7545



調布市木造住宅耐震化促進事業とは？

新耐震基準に対応していない昭和56年改正建築基準法前に建築された木造住宅の所有者に対して、①耐震アドバイザー派遣、②耐震診断、③耐震改修の住宅の耐震化に向けた様々な支援を行うことにより、住宅の耐震化を計画的に進め、災害に強い住環境づくりに取り組むことを目的とした事業です。

1 各支援の概要

①耐震アドバイザー派遣とは・・・

市が、建築士等の耐震に係る専門家を派遣し、無料で簡易耐震診断を行い、その結果の説明、耐震化に対する助言などを通じて、耐震意識の普及・啓発につなげるものです。

費用	実施機関等
無料（※市と委託契約）	一般社団法人東京都建築士事務所協会南部支部の建築士を派遣

※市への申請以前に、アドバイザーから連絡がいくことはありません

②耐震診断とは・・・

設計図書をはじめ外観、筋違（すじかい）、基礎、開口部、主要な柱、建物のバランス、内部構造の老朽度などの状況を調査し、予想される大地震に対して、建物が必要な耐震性を有しているかどうかを判断するための診断調査を行うことをいいます。

対象事業の要件	助成金額等	実施機関等
①3月10日までに事業を完了すること ②調布市の他の補助制度等により、補助金等を受けていないもの	・耐震診断費用の3分の2 ・限度額：15万円 (1,000円未満の端数切り捨て)	①一般社団法人東京都建築士事務所協会南部支部 ②東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度に登録した者

③耐震改修とは・・・

地震に対する安全性の向上を目的として、住宅の耐震改修を行うことをいいます。

対象事業の要件	助成金額等	実施機関等
①上記①及び②の要件を満たすもの ②本制度の耐震診断の結果、耐震改修が必要と認められたもの ③耐震改修を実施した後、耐震性が確保される（lw値1.0以上相当）よう計画された事業であること	・耐震改修費用の2分の1 ・限度額：80万円 ※都の制度を利用しているため、平成32年度末までの時限措置となります (1,000円未満の端数切り捨て)	耐震改修の施工者の指定はありません。所有者様で指定願います。

※最低でも工事契約予定日の1週間前までには申請してください。

※既に工事を始めている場合は対象外

2 対象となる方及び住宅

助成対象となる方及び木造住宅は、以下の条件を満たすことが必要です。

- (1) 対象住宅の所有者
- (2) 納期の経過した市税を完納している方
- (3) 昭和56年5月31日以前に建築された市内の一戸建ての木造住宅
- (4) 居住の用に供する部分のほか、事務所、店舗等の用に供する部分があり、これらが一つの建物として登記されている木造住宅については、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供しているものに限り、※共同住宅は助成対象外です。
- (5) 補助対象住宅が原則、建築基準法に違反しないこと

3 耐震アドバイザー派遣の手続

(1) 利用申請の手続

利用申請書に必要事項を記入のうえ、提出してください。

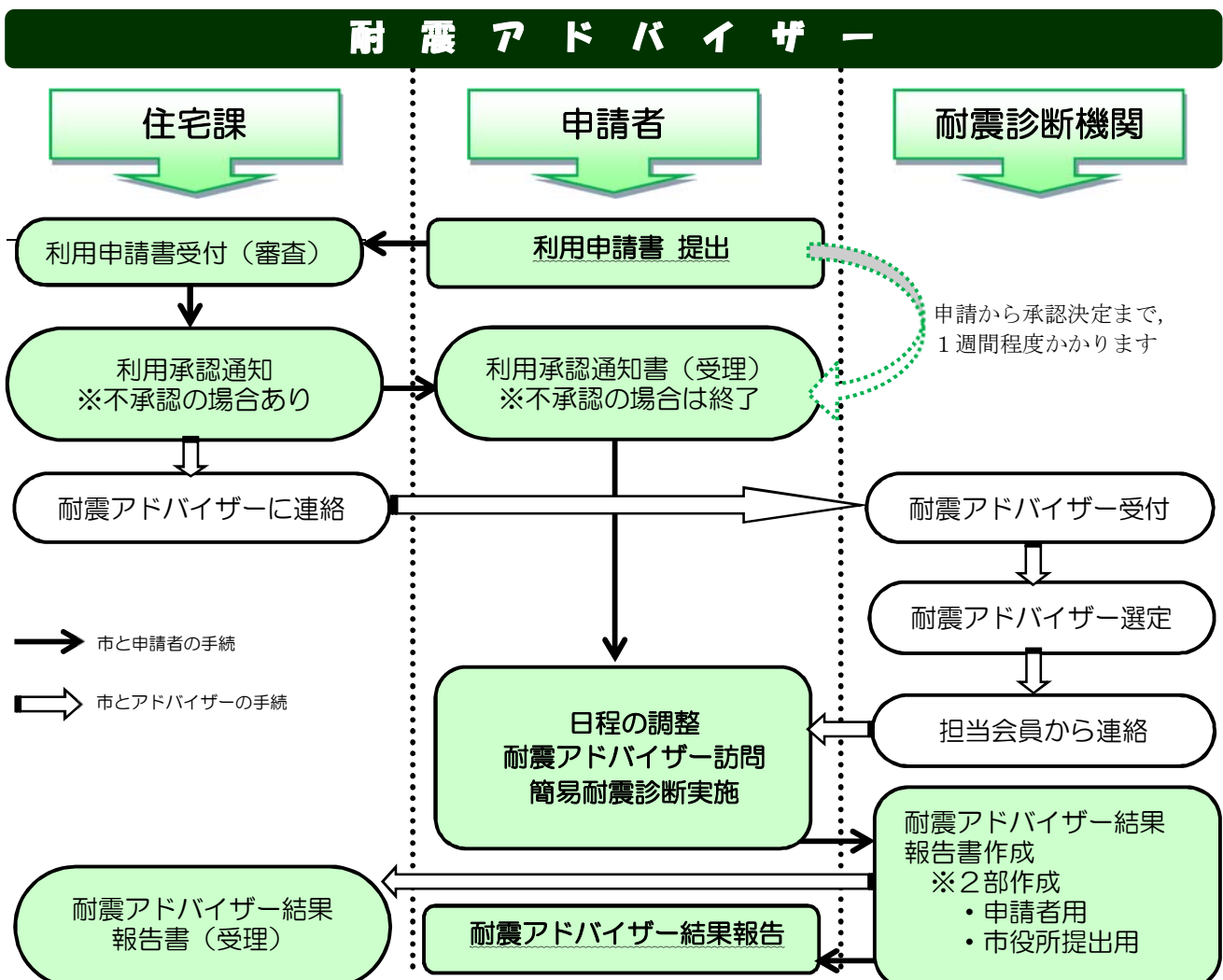
※共有名義の場合は、承諾書が必要となります。

(2) 派遣決定

申請内容等を審査のうえ、派遣の可否を決定し、市から承認通知書を送付します。

(3) アドバイザーの派遣

市が派遣を依頼した建築士が2回お宅を伺います。初回訪問は簡易耐震診断の実施（目視調査及び問診など）、2回目は、簡易耐震診断結果の報告や耐震化へのアドバイスなどを行います。



4 耐震診断助成の手続

(1) 交付申請の手続

【ア 診断機関が決まっていない場合】

以下の書類を提出してください。

① 助成金交付申請書
② 当該木造住宅の所有者, 建築年度を明らかにすることができる書類(次のいずれか) ・当該木造住宅の固定資産税の課税明細書 ・当該木造住宅の建築確認済証の写し ・当該木造住宅の固定資産税の名寄帳 ・当該木造住宅の登記事項証明書
③ 納税事実が確認できる書類 ・「現に市税を滞納していない者であることの証明書」(納税課で発行) ※非課税の方も発行されます ※対象住宅が共有所有の場合は, 所有者全員分の証明書が必要

【イ 診断機関が決まっている場合】(東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度に登録している事務所に限る)

以下の書類を提出してください。

① 助成金交付申請書
② 当該木造住宅の所有者, 建築年度を明らかにすることができる書類(上記②と同じ)
③ 納税事実が確認できる書類(上記③と同じ)
④ 東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度に登録していることが分かる書類
⑤ 耐震診断に係る見積書
⑥ 耐震診断の実施計画書



(2) 交付決定

申請内容等を審査のうえ, 交付の可否を決定し, 市から決定通知書を送付します。

～診断機関の紹介(上記アの場合)～

交付決定後, 市から診断機関(一般社団法人 東京都建築士事務所協会南部支部)を紹介いたします。耐震診断は有料になりますので, 診断費用については, 直接, 診断機関にお問い合わせください。

(3) 診断機関との契約

決定通知書を受け取った後に, 診断機関と契約をしてください。

(4) 耐震診断の実施

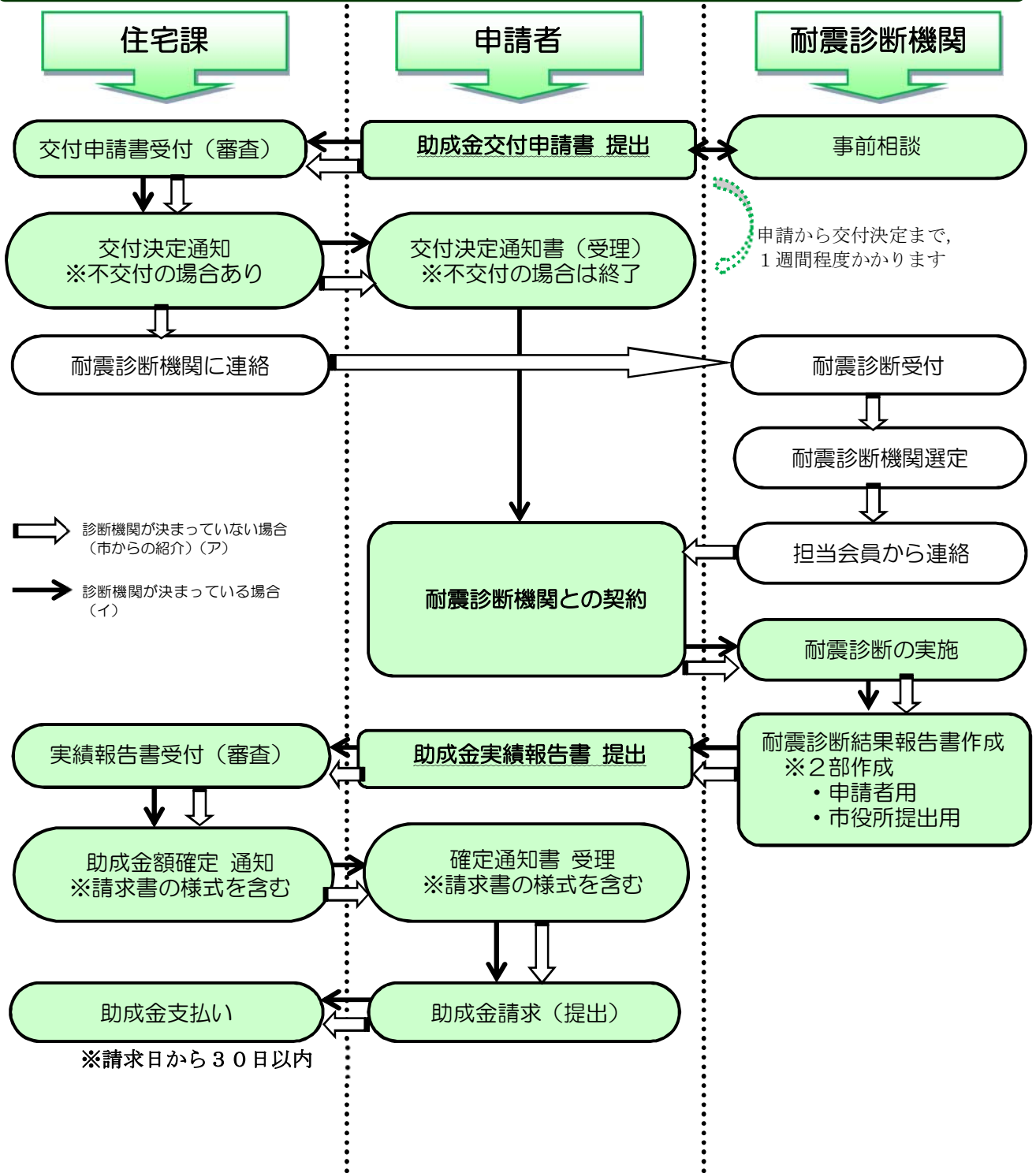
診断終了後に診断機関から「耐震診断結果報告書」を受領し, 診断機関に診断料をお支払いください。

(5) 実績報告の手続

以下の書類を提出してください。

① 実績報告書
② 耐震診断に係る契約書の写し(契約金額, 契約日が分かるもの)
③ 診断料の領収書の写し
④ 耐震診断結果報告書(市役所提出用)

耐震診断



《診断・改修共通》

※申請

最低でも事業契約予定日の1週間前までには申請してください。
既に事業を始めている場合は対象外です。

※変更

交付決定後、申請事項を変更しようとするときは、速やかに変更内容を確認できる書類等を添付のうえ、変更交付申請書を提出してください。

※廃止

交付決定後、事業を取止めしようとするときは、速やかに、廃止届を提出してください。

6 耐震改修助成の手続

(1) 交付申請の手続

以下の書類を提出してください。ただし、本制度において交付申請又は実績報告の際に提出した書類と同一の書類を添える必要があるときは、内容に変更が生じていない限り、同一書類の添付を省略できます。

① 助成金交付申請書
② 当該木造住宅の所有者、建築年度を明らかにすることができる書類(次のいずれか) ・当該木造住宅の固定資産税の課税明細書 ・当該木造住宅の建築確認済証の写し ・当該木造住宅の固定資産税の名寄帳 ・当該木造住宅の登記事項証明書
③ 納税事実が確認できる書類 ・「現に市税を滞納していない者であることの証明書」(納税課で発行) ※非課税の方も発行されます ※対象住宅が共有所有の場合は、所有者全員分の証明書が必要
④ 耐震診断の結果を確認できる書類(耐震診断結果報告書等)
⑤ 工事見積書
⑥ 工事前の改修箇所等の写真
⑦ 工事計画図
⑧ 耐震改修後の診断結果(lw 値 1.0 以上相当に計画された事業であることが分かるもの)
⑨ 土地(増築等に限る。)及び建物の所有者の承諾書(共有名義に限る)
⑩ その他市長が必要と認める書類

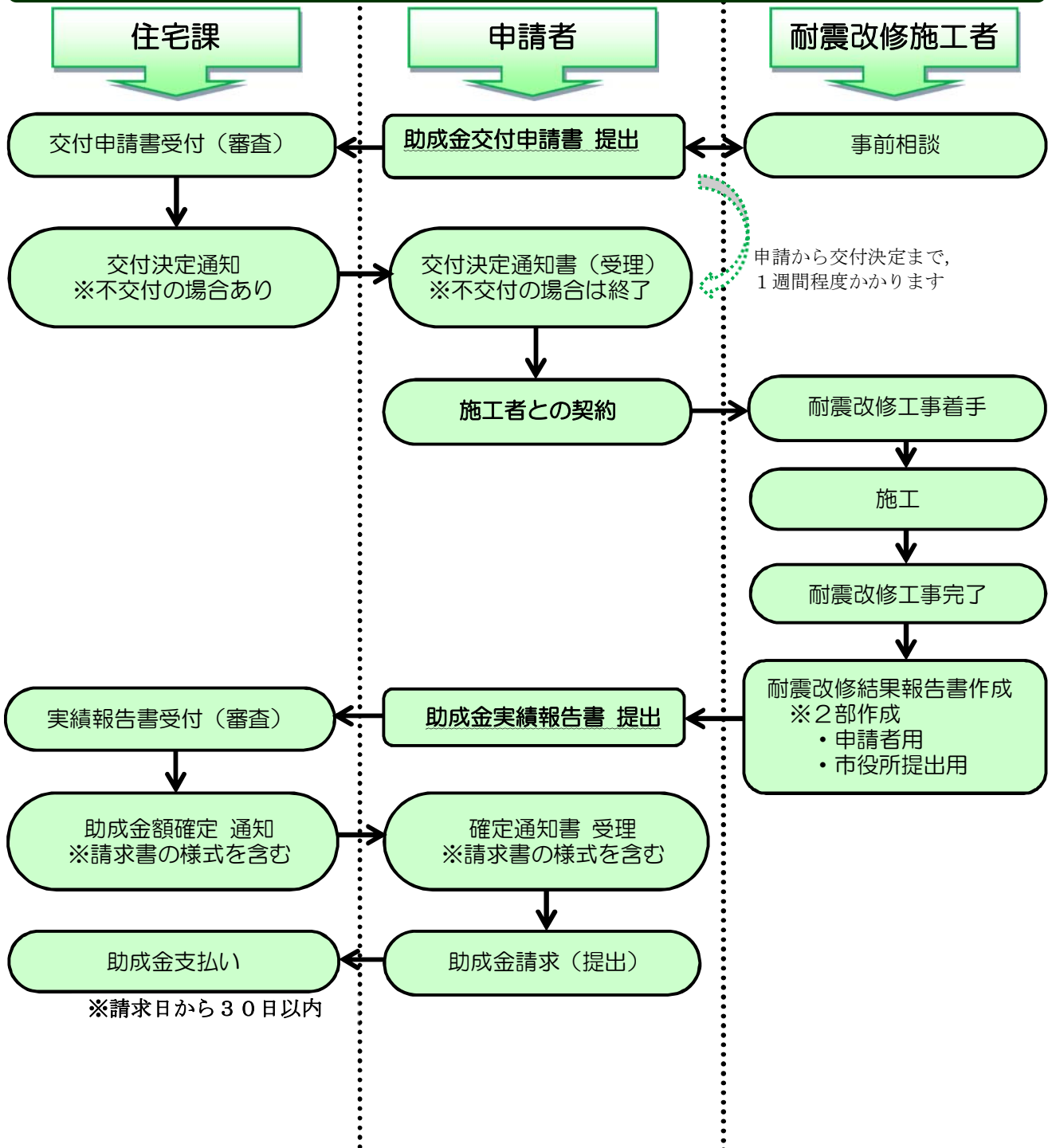
(2) 実績報告の手続

以下の書類を提出してください。

① 実績報告書
② 耐震改修に係る契約書の写し(契約金額、契約日が分かるもの)
③ 工事費用の領収書の写し
④ 耐震改修結果報告書(※建築士による証明)(市提出用)
⑤ 工事後の改修箇所等の写真
⑥ その他市長が必要と認める書類

※調布市木造住宅耐震化促進事業助成制度における耐震診断が完了していること。

耐 震 改 修



都市整備部住宅課住宅支援係 (調布市役所7階)
 メール: jyutaku@w2.city.chofu.tokyo.jp
 電話: 042-481-7545 Fax: 042-481-6800
 受付時間: 平日 8:30 ~ 17:00 (12:00 ~ 13:00 を除く)